

## 災害時のボランティアツアーア実施に係るQ & A（初版）

平成 29 年 8 月 4 日現在  
福岡県商工部観光局観光振興課作成

**Q 1 ボランティアツアーアの主催者は、発災を受けて組織されたボランティア団体、又は発災を受けて参加者を募集するN P O 法人や自治体、大学等とありますが、これ以外にどういったところが主催できますか。**

**A 1 社会福祉協議会、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人などの非営利団体や民間企業（※社会貢献の一環で行う場合）などが主催できます。**

また、個人で参加者を募り、ボランティアツアーアを実施することも可能です。

**Q 2 なぜ参加者名簿を自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出しなければならないのですか。**

**A 2 名簿提出により、日常的な接触のある団体内部での行為とみなされ、その上で、ボランティアツアーアの募集や料金収受を行った場合でも、旅行業法に抵触しないこととされました。**

なお、主催者は、参加者名簿を自治体等に提出することの同意を参加者から必ずお取りください。

※日常的な接触のある団体内部とは、同一職場内や学校や同好会・趣味サークルなどを言います。

**Q 3 参加者名簿を受け取る自治体等はどういった責任が発生しますか。**

**A 3 受け取った名簿の個人情報管理以外の責任は生じません。**

**Q 4 事前に参加者名簿を提出する先は、具体的にはどこですか。**

**A 4 被災地、出発地、住所地の市町村または市町村社会福祉協議会等準公的団体です。**

**Q 5 災害ボランティアセンターへ団体申込を行う際のボランティア参加者名簿の提出をもって、名簿を提出したとみなされますか。**

**A 5 みなされます。**

**Q 6 参加者名簿には、どのような事項が書き込まれていなければならないですか。また、記入様式はありますか。**

**A 6 特段の定めはありませんが、少なくとも主催者の団体名（氏名）、代表者または責任者の連絡先（電話、ファックス、住所）及び参加者のプライバシーに配慮しつつ、参加者の氏名など必要な項目を記載するようにしてください。  
※朝倉市や東峰村の災害ボランティアセンターの団体受付簿（団体用）参照。**

**Q 7 ボランティアツアーリストを実施するにあたっては、事前に参加者名簿を提出する必要があるようですが、閉庁日の申込みや当日飛び入り参加があった場合はどのように対応すればよいですか。**

**A 7 主催者は、当日飛び入り参加があった場合、ファックスやメールなどで速やかに追加・修正した参加者名簿を再提出するなど、提出を受けた自治体等が、ボランティアツアーリストの最終的な参加者を把握できるようにしてください。**

**Q 8 自治体等はボランティアツアーリスト名簿を受け付ける担当部署を必ず決めなければなりませんか。**

**A 8 当該観光庁通知の趣旨を踏まえ、ボランティアツアーリスト名簿の提出先部署を決めていただきたいと思います。**

**Q9 ボランティアツアーを催行しようとしている団体が、通知文中の留意事項についてきちんと遵守しているか、参加者名簿を受け取る自治体又は社会福祉協議会が審査等をする必要がありますか。**

**A9 当該留意事項は、主催団体が自主的に遵守するべきものであるため、自治体等が審査等をする必要はありません。**

**Q10 参加者名簿を受け付けた自治体等は、参加者からのツアー内容に関する問い合わせや苦情を受け付けなければなりませんか。**

**A10 ボランティアツアーの内容等については、主催者が責任を持って対応することとなりますので、名簿提出を受けた自治体等が、問い合わせ等を受ける責任はありません。**

**Q11 本通知の特例が適用される災害の定義はありますか**

**A11 対象となる災害は**

- ・国土交通省に災害対策本部を設置するような大きな災害
- ・現地でボランティアの受入態勢が整った場合
- ・現地の受入ニーズがある場合

に、観光庁が総合的に判断して、対象とします。

なお、この取扱いが適用となる地域については、現時点においては、以下のとおりです。

- ・平成29年7月九州北部豪雨による被災地域
- ・平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨による被災地域(秋田県)

観光庁ホームページ > 報道・会見 > トピックス > 2017年 > 災害時のボランティア実施に係る旅行業法の取扱いが適用となる地域について

**Q12 当該通知が適用される期間はいつまでですか。**

**A12 災害ごとに観光庁が個別に示す終期までとなり、観光庁のホームページにおいて周知されます。**

**Q13 通知文中、「特例適用に必要な措置について ②当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと」に関して、『確実な知識』とはどのレベルが必要なのか、具体的に教えてください。**

**A13 道路運送法に違反する白バスであるといった法令違反がないかなどの事項等をきちんと把握するなど、行程上の安全管理を行える体制が整っていれば良いです。**

**Q14 ボランティアツアーハーの主催者が留意すべき点は何ですか。**

**A14 参加者の安全確保には特に留意していただければと思います。**

また、貸し切りバスを手配する場合、法令に定められたバス運賃の下限額を下回って手配することはできません。

なお、参加者を募集する際は、参加者に対して、旅行業法の適用外のボランティアツアーハーであることを説明し、参加料や内容のトラブルに関して、旅行業法の適用を受けないことを事前に了解してもらうことが必要です。

**Q15 ボランティアツアーハー中に万が一事故やトラブルが起きたときの対応はどうにすれば良いですか。**

**A15 上記のとおり、旅行業法の適用を受けないため、万が一事故やトラブルが発生したときの対応マニュアルや連絡先一覧等を事前に作成し備えるなど主催団体が責任を持って対応するようにしてください。**

**Q16 事故発生時の損害賠償に備えた損害賠償責任保険加入等の措置として、参加者全員がボランティア保険に加入してもらえばよく、主催者が特段の保険に加入していないくともよいのですか。**

**A16 損害賠償責任保険は、加害した場合に補償を行うための保険であり、万が一事故等で主催者団体が参加者に加害した際に備え、加入等の措置がとられていることが必要です。なお、損害賠償保険の内容や加入方法等は、損害保険各社にお問い合わせください。**

また、万一の参加者の事故等に備えて、ボランティアツアーハーの出発前に必ずボランティア保険や旅行傷害保険に加入していることが望ましいです。

**Q17 旅行中に連絡が取れる責任者とは、誰からの連絡を想定していますか。**

A17 ボランティア本人や、ボランティア参加者の家族などを想定しています。  
例えば、催行中のボランティアツアーにおいて事故等が発生した際に、家族などから連絡が取れる責任者を置いておくことが必要です。